

千葉市本庁舎運用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、令和5年1月末に竣工した千葉市本庁舎（以下「本庁舎」という。）で働く職員の生産性や満足度の向上を図るため、執務環境や執務機能の改善、本庁舎の運用ルールの改善について、検討を進めていくために千葉市本庁舎運用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、本庁舎に関する次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本庁舎のオフィス機能の使い方浸透に関すること。
- (2) 本庁舎のオフィス機能の改善に関すること。
- (3) 本庁舎の運用ルールの改善に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本庁舎の執務に関わること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 検討委員会の委員長は財政局所管副市長をもって充てる。

3 検討委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財政局所管副市長以外の副市長
- (2) 総合政策局長
- (3) 総務局長
- (4) 財政局長
- (5) 市民局長
- (6) 保健福祉局長
- (7) こども未来局長
- (8) 環境局長
- (9) 経済農政局長
- (10) 都市局長
- (11) 建設局長
- (12) 水道局長
- (13) 会計管理者
- (14) 教育委員会次長

(職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 検討委員会の委員長に事故があるときは、財政局所管副市長以外の副市長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長がこれを招集する。

2 検討委員会は、委員長（委員長に事故があるときはその職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、あらかじめ各委員が指名した代理の部長級職員による出席を可能とする。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、検討委員会の会議を、委員に回議してこれに代えることができる。

(フロア運営委員会の設置)

第6条 本庁舎の執務環境や執務機能、運用ルールの改善を推進するため、各フロアの自主性を活かして課題収集及び課題に対する改善案を検討する「各フロア委員会」及び「各フロア委員会」から提起された課題に対する解決策又は改善案を検討する「全体会議」で構成される千葉市本庁舎フロア運営委員会（以下「フロア運営委員会」という。）を設置する。

(検討主担当課の設置)

第7条 検討委員会からの検討指示を行う際に、その検討の中心となる課（以下、「主担当課」という。）を指定することができる。主担当課は、検討の対象となる項目を千葉市事務分掌規則（平成4年2月1日 規則第2号）及び会計室設置規則（昭和55年3月31日 規則第7号）に照らして、検討委員会が指定する。

2 検討委員会の委員長は、検討に必要なことがあるときは、主担当課を指定したうえで、フロア運営委員会に対し必要な資料を提出させ、又は検討委員会に出席させて説明を求めることができる。

(総合調整)

第8条 検討委員会及びフロア運営委員会の運営にあたり、必要となる総合的な調整等は管財課が行うものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、財政局資産経営部管財課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及びフロア運営委員会の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。
(千葉県本庁舎運用検討委員会事務取扱基準の廃止)
- 2 千葉県本庁舎運用検討委員会事務取扱基準(令和元年7月3日施行)は、廃止する。
(千葉県本庁舎運用検討委員会設置基準の廃止)
- 3 千葉県本庁舎運用検討委員会設置基準(令和元年7月3日施行)は、廃止する。
(千葉県主管課等ワーキング設置基準の廃止)
- 4 千葉県主管課等ワーキング設置基準(令和元年7月3日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。